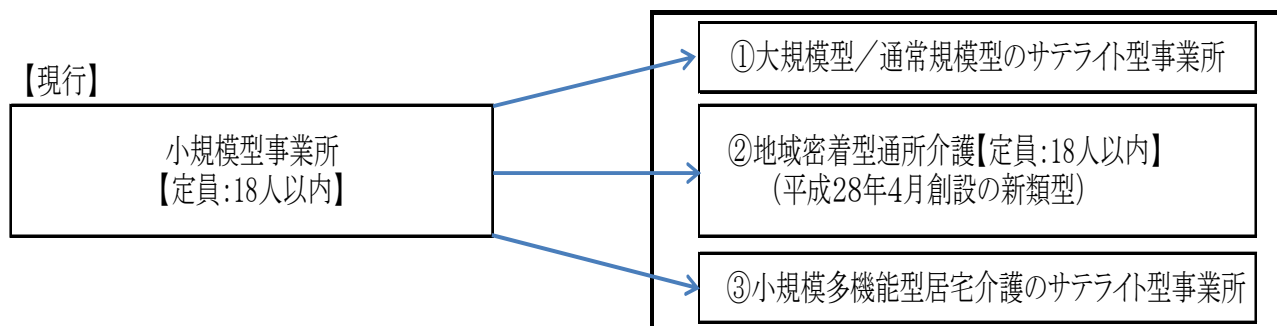


第 10 地域密着型通所介護事業所の創設について

(平成 28 年 4 月～)

概要図



※定員 19 名以上だが 1 月あたりの平均利用延人員数が 300 名以内であり、現行の規定であれば小規模型通所介護費を算定することになる事業所については、平成 28 年度からは通常規模型通所介護費を算定することとなります。

※曜日や時間帯などに応じて定員を複数パターン設定している事業所については、同時に利用しうる人数の最大数を用いて判断します。例えば、月～金は 20 名定員で、土曜日は 10 名定員といった事業所の場合は小規模型には該当しませんが、常に午前 10 名、午後 10 名という運営をしている場合は小規模型に該当します。

名古屋市においては、平成 28 年 4 月の地域密着型通所介護創設に向けて、下記のとおり各種手続きを開始します。(66 ページのスケジュールを参照)

なお、国から詳細な基準等が示されておりませんので、以下の内容は今後、変更される可能性があることをご承知おきください。

1 共通事項

平成 28 年 2 月末日の段階で、以下の①から③の分類のいずれかに該当するかを名古屋市として把握する必要があるため、定員を 19 名以上に変更することにより地域密着型通所への移行対象からはずれる場合や②～③への移行する場合は、平成 28 年 2 月末日までに変更届または指定申請の協議を提出いただくようお願いします。

- | | |
|----------------------------|----------|
| ① 地域密着型通所介護へ移行する場合 | ⇒下記「2」参照 |
| ② サテライト型通所介護へ移行する場合 | ⇒下記「3」参照 |
| ③ サテライト型小規模多機能型居宅介護へ移行する場合 | ⇒下記「4」参照 |

※サテライトとは本体事業所の出張所です。

2 地域密着型通所介護への移行を選択する場合

(1) 移行手続きについて

平成 28 年 3 月 31 日現在の定員が 18 人以下の通所介護事業所で、地域密着型通所介護への移行する場合は、手続きは必要ありません。平成 28 年 4 月 1 日付で移行となります。

(2) 指定更新期限について

移行後の指定更新期限は、移行前の通所介護としての更新期限が引き継がれます。更新期限の前々月の上旬に更新申請が必要ですが、更新期限のおよそ 3 か月前を目途にご案内をお送りしますので、指定された日時にご来庁ください。

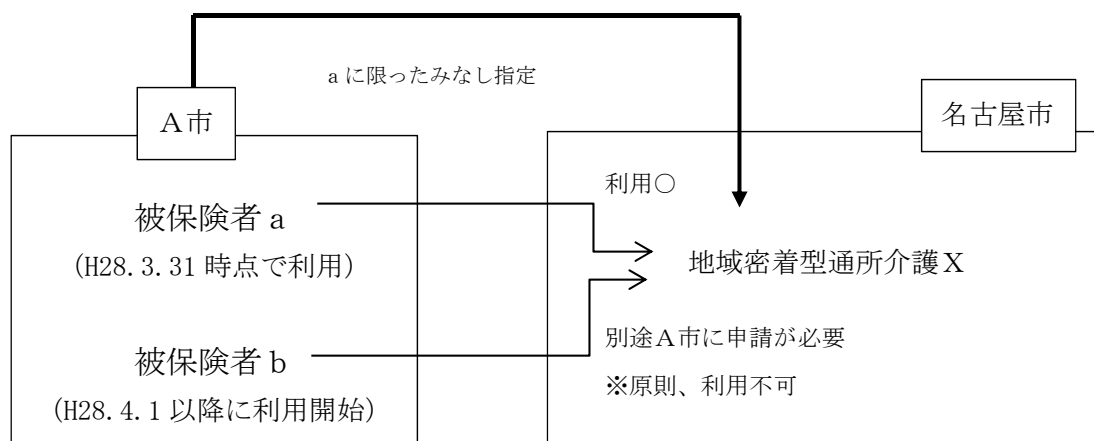
(3) 他市町村介護保険被保険者の利用について

ア 指定申請について

地域密着型通所介護事業所は、「地域密着型サービス」になりますので、原則、他市町村の介護保険被保険者は利用することができません。他市町村の利用者が利用するためには、他市町村から別途指定を受ける必要があります。

ただし、平成 28 年 3 月 31 日現在、他市町村の介護保険被保険者が利用している事業所については、平成 28 年 4 月 1 日に当該他市町村からも地域密着型通所介護として指定があったものとみなされますので手続きは不要です。

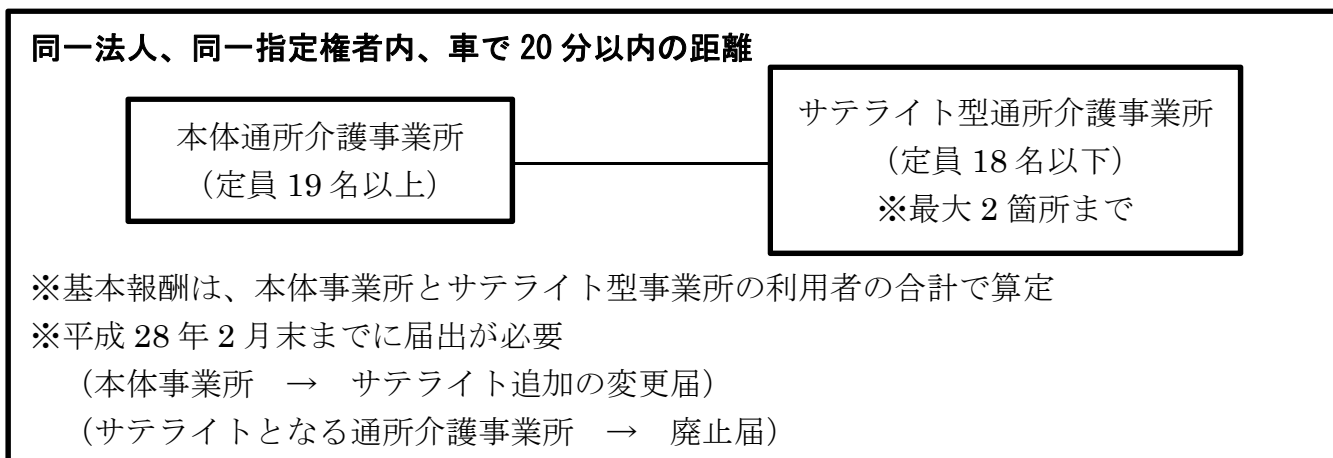
なお、他市町村からの指定はみなし指定時に利用している利用者に限定されます。例えば、A市の被保険者 a についてなされたみなし指定は、あくまで a のみについて適用されるものであり、みなし指定の後に同じ A 市の被保険者 b が利用しようとした場合については指定の効果は及びません。(b が利用するためには、改めて A 市の指定を受ける必要がありますが、地域密着型サービスの利用者は原則、事業所所在地市町村の被保険者に限られるため、ご注意ください。)



イ 更新申請について

(2)と同様に移行後の指定更新期限は、移行前の通所介護としての更新期限が引き継がれ、期限後も引き続きサービスを提供するためには当該他市町村への更新手続きが必要です。該当の事業所におかれましては、該当となるすべての他市町村に対して、更新手続きの協議をしてください。

3 サテライト型通所介護への移行を選択する場合



(1) 同一法人の通所介護事業所であること

同一法人内に、一定の要件を満たした定員 19 人以上の通所介護事業所を運営している場合、そのサテライト型通所介護になることを選択することが可能です。その場合、サテライト型となる通所介護事業所を平成 28 年 3 月 31 日付けで廃止する「廃止届」、本体事業所側から「平成 28 年 4 月 1 日付けでサテライト型事業所の指定を受けた」という「変更届」を提出していただきます。「廃止届」「変更届」の提出期限は、平成 28 年 2 月末とします。

(2) サテライト型通所介護事業所の要件

1 つの本体事業所が持つことができるサテライト型事業所の数は 2 箇所までとし、サテライト型事業所の定員の合計は本体事業所を超えることはできません。

また、サテライト型事業所が存在しえる位置は、本体事業所と同一の指定権者管内のみとなります。(名古屋市内に本体事業所とサテライト型通所介護事業所の両方が所在する必要がある。)

本体事業所から一般的な経路における車での移動で 20 分以内の距離までとなりますのでご注意ください。

(3) サテライト型通所介護の人員基準等について

サテライト型通所介護事業所としての人員・設備・運営・報酬基準については、現在検討中のため決定次第「NAGOYA かいごネット」で公表します。

なお、基本報酬については本体とサテライトの利用者の合計で算定していただくこととなります。

4 サテライト型小規模多機能型居宅介護への移行を選択する場合

同一法人、同一指定権者内、車で 20 分以内の距離

本体小規模多機能型居宅介護事業所
(定員 29 名まで)

サテライト型
小規模多機能型居宅介護事業所
(定員 18 名まで)

※最大 2 箇所まで

※定員については本体の小規模多機能型居宅介護事業所の定員を超えることは不可

※平成 30 年度末までに宿泊室の設置が必要

※基本報酬は、小規模多機能型居宅介護の基本報酬を算定

※平成 28 年 2 月末までに届出が必要

(通所介護→廃止)

(サテライト型小規模多機能→指定申請)

(1) 同一法人の小規模多機能型居宅介護事業所であること

同一法人内に、平成 28 年 3 月 31 日現在小規模多機能型居宅介護事業所を運営している場合、そのサテライト型小規模多機能型居宅介護になることを選択できます。(あくまで小規模多機能型居宅介護となるものであり、通所介護ではありませんのでご注意ください。) その場合、サテライト型となる通所介護事業所を平成 28 年 3 月 31 日付で廃止する「廃止届」、サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所(以下、「サテライト」という。)として平成 28 年 4 月 1 日付けで「新規指定申請」を申請していただくこととなります。「廃止届」「新規申請書」の提出期限は、平成 28 年 2 月末ですが、サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所の新規申請のためには平成 28 年 1 月末までに事前申出書の提出が必要となりますので、ご注意ください。

(2) サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所の要件

1 つの本体事業所が持つことができるサテライトの数は 2 箇所までであり、1 箇所のサテライトが利用契約できる定員の上限は 18 名です。また、サテライトとして存在しえる位置は、本体事業所と同一の指定権者管内のみとなります。(名古屋市内に本体事業所とサテライトの両方が所在する必要がある。)

(3) サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊室の設置について

サテライトの宿泊室については、平成30年3月31日までに増築・改築等で確保する必要があります。詳細については、国等から通知があり次第「NAGOYA かいごネット」で公表します。

(4) サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所の人員基準等について

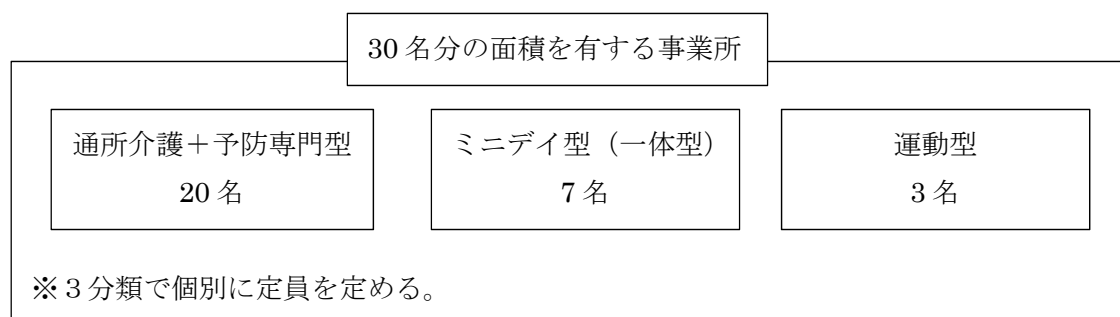
サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所という種別はすでに存在していますので、その人員基準・設備基準・運営基準となります。

5 通所介護と第一号通所事業を一体的に実施する場合の定員の取扱い

通所介護と平成28年6月から実施される第一号通所事業（従前の介護予防通所介護に相当する予防専門型やミニデイ型、運動型といった通所サービス）を一体的に行う場合の利用定員の取扱いは、次のとおりとなります。

- ・通所介護と予防専門型については、両事業の合算で定員を定める。
- ・ミニデイ型、運動型については別に定員を定める。

例えば、定員30名分の面積を有する事業所であれば、通所介護と予防専門型で合わせて20名、ミニデイ型で7名、運動型で3名という設定をすることとなります。



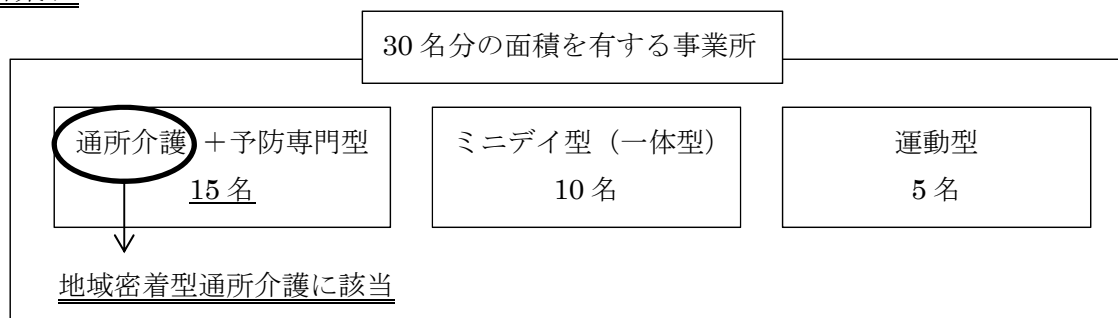
この際、次の例1のように通所介護と予防専門型の定員を18名以下に設定すると、地域密着型通所介護に該当するため、「通所介護事業所の廃止届」と「地域密着型通所介護事業所の新規指定申請」が必要となりますのでご注意ください。

また、例2のように月～水曜日は通所介護と予防専門型の定員を15名、ミニデイ型10名と運動型5名で、木～土曜日は通所介護と予防専門型で20名、ミニデイ型7名と運動型3名という設定であれば、通所介護の定員の最大値が20名となるので、地域密着型通所介護には該当しません。

さらに、例3のように営業日ごとに行う事業を区分することも可能であり、通所介護及び予防専門型の定員の最大値が19名以上であれば、地域密着型通所介護には該当しません。ただし、この例の場合、ミニデイ型については通所介護と一体的に行っていないこととなり、人員基準等が異なる単独基準緩和型となりますのでご注意ください。

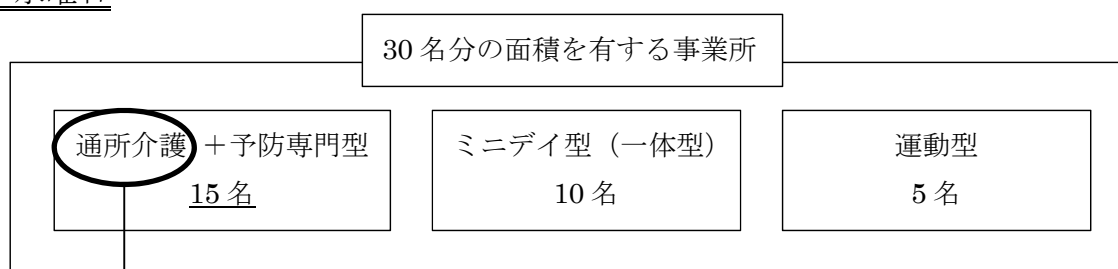
<例1>

全営業日

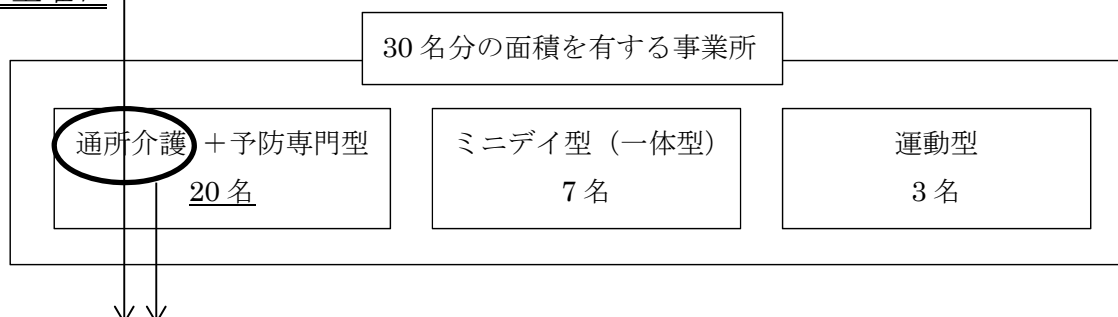


<例2>

月～水曜日



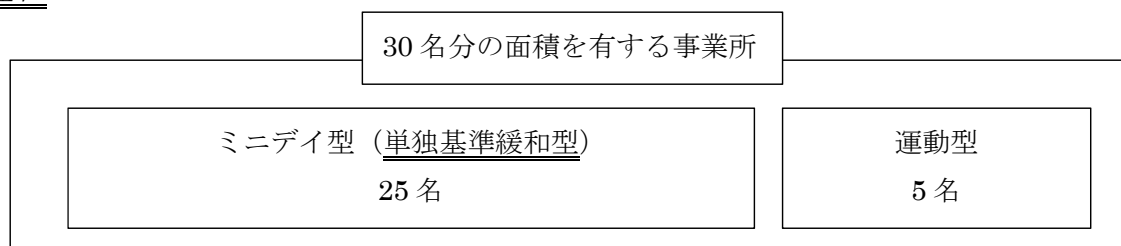
木～土曜日



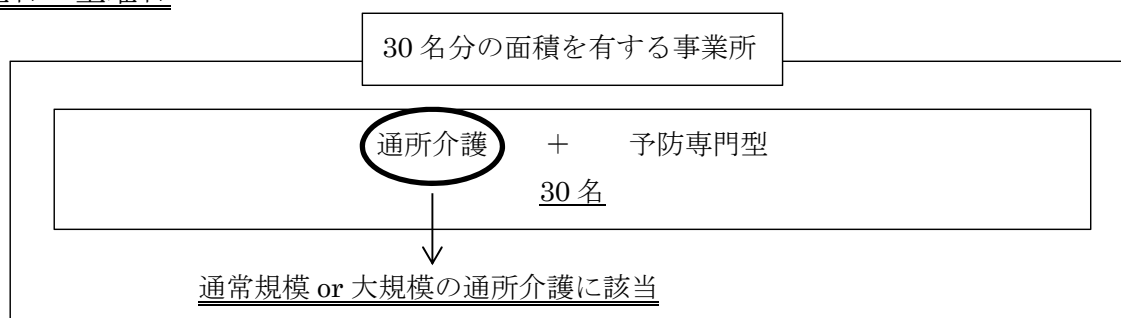
定員 (1つの事業所において同時にサービスの提供を受ける利用者数の上限)の最大値が20名なので、地域密着型通所介護には該当しません。

<例3>

月曜日



火曜日～土曜日



6 運営規程の修正について

運営規程の次の点について、文言を修正する必要があります。

①地域密着型通所介護に移行する場合

・事業名称について

「指定通所介護」等の事業名称を、「指定地域密着型通所介護」と改めて下さい。

・実施地域について

通常の事業の実施地域について名古屋市外の市町村を対象に定めている場合は該当市町村を除外し、市内に限定してください。なお、介護予防通所介護及び第一号通所事業における予防専門型（みなし指定に限る。）については引き続き市外市町村を設定することも可能なので、事業毎に実施地域を設定することも可能です。下記を参考にしてください。

(例1)

平成26年度までに通所介護(定員18名以下)と介護予防通所介護を開設し、実施地域に守山区、北区、春日井市を設定。その状態を継続し、平成28年4月1日を迎える。

- 地域密着型通所介護：守山区、北区（春日井市を削除）
- 介護予防通所介護：守山区、北区、春日井市
- 予防専門型通所サービス（みなし指定）：守山区、北区、春日井市

(例2)

平成27年度に通所介護（定員18名以下）と介護予防通所介護を開設し、実施地域に守山区、北区、春日井市を設定。その状態を継続し、平成28年4月1日を迎える。

- 地域密着型通所介護：守山区、北区（春日井市を削除）
- 介護予防通所介護：守山区、北区、春日井市
- 予防専門型通所サービス（一般指定）：守山区、北区（春日井市は不可）

※いずれの例においても予防専門型通所サービスの実施地域の設定は平成28年6月1日に行うものです。

※介護予防通所介護については、平成28年6月1日以降もまだ新しい総合事業に移行していない市内外の利用者等に備えて、平成30年3月31日までは継続させることが可能です。

【参考：各事業種別における実施地域の設定について】

事業種別	実施地域の市外設定
通所介護	○
地域密着型通所介護	×
介護予防通所介護	○
予防専門型通所介護（みなし指定）	○
予防専門型通所介護（一般指定）	×
ミニデイ型	×

} 一つの運営規程に
まとめてよい(注)

(注)ミニデイ型については、一体型及び同一場所にある通所介護の営業時間外に実施する単独型のみ、一つの運営規程にまとめてよいこととします。

※なお、上記の作業（事業名称及び実施地域の修正）は運営規程の変更に当たり、原則、届出が必要ですが、今回の制度改正に伴うものに限り届出は不要とします。

②大規模・通常規模型通所介護のサテライトに移行する場合

本体事業所の運営規程について、サテライトとなる事業所の名称、所在地、営業日、営業時間、サービス提供時間、従業員の体制、定員及びその他サテライトで個別に定めたものについて記載してください。（本体事業所としての変更届の提出が必要です。）